

運 営 規 程

デイサービスいしがき

石垣市介護予防・日常生活支援総合事業 第 1 号通所事業

医療法人 上 善 会

第 1 号通所サービス 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 この規定は、医療法人 上善会（以下「法人」という。）が開設するデイサービス いしがき（以下「事業所」という。）において生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員等（以下「従業者」という。）が要支援状態等にある高齢者に対し、適正な第 1 号通所事業（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 従業者は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことが出来るよう事業を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活が過ごすことができるようサービスを提供する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な介護サービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 デイサービス いしがき
- 二 所在地 石垣市字石垣 2 7 5 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名（常勤）

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行なうとともに、介護保険法等に規定される第 1 号通所事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う

- 二 生活相談員 1 名以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

- 三 看護職員 1 名以上

利用者の心身の状況に応じ、適切な看護サービスの提供を行う

- 四 介護職員 6 名以上

利用者の心身の状況に応じ、適切な介護サービスの提供を行う

- 五 機能訓練指導員 1 名以上

利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能改善又は維持するための機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営 業 日 月曜日から土曜日までとする
但し、年末年始（1 2 月 3 1 日から 1 月 1 日まで）、旧盆（旧 7 月 1 5 日）は休業日とする

- 二 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする
- 三 サービス提供時間 午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 4 5 分とする

（第 1 号通所事業の利用定員）

第 6 条 第 1 号通所事業の利用定員は、1 単位 3 5 人とする。

（第 1 号通所事業の内容）

第 7 条 第 1 号通所事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 個別サービス計画の作成
- 二 身体介護
- 三 健康管理
- 四 機能訓練
- 五 レクリエーション
- 六 送迎サービス
- 七 給食サービス
- 八 入浴サービス
- 九 相談サービス

（利用料その他の費用の額）

第 8 条 事業を提供した場合の利用料の額は、石垣市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 昼食代 480 円/食

3 前各項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 事業所は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行する。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業実施地域は石垣市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 1 0 条 事業所のサービスを利用するにあたっての留意事項は次のとおりとする。

- 一 施設利用に際しては原則として飲酒を禁止するものとし、酒気を帯びた状態で機能回復訓練等のサービスを受けないこと
- 二 施設内での営利行為、宗教活動を行わないこと
- 三 他の施設利用者の迷惑となる言動、暴力行為を行わないこと

（緊急時における対応方法）

第 1 1 条 事業所は、サービスの提供している際に、利用者の病状の急変やけが等が生じた場合は、家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治医等に連絡を取るなどの必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第12条 非常災害対策として、消防法の規定により防火管理者を選任し、防火管理者を中心に消防計画を作成し、避難訓練等を行い、利用者の安全の確保に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は従事者に対し、当該業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。

（1）事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止に関する事項）

第15条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（秘密保持等）

第16条 事業所及びその従業者は、サービス提供を行う上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないものとする。

2 従業者との雇用契約書において利用者及びその家族等に関する秘密保持を義務づけるとともに、従業者の退職後においても同様の取扱いとする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族等の個人情報を用いる際は、あらかじめ利用者及びその家族等から文書で同意を得るものとする。

（苦情処理）

第17条 事業所は、利用者及びその家族からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、当該事業に関する利用者からの要望、苦情に対し迅速に対応する。

- 2 事業所は、利用者に対し、関係市町村、沖縄県国民健康保険団体連合会等の相談窓口についても周知を行う。
- 3 受付担当者は、受付けた苦情について、検討結果、改善内容等を利用者、又はその家族に説明、報告を行うことで当該介護サービスの向上・改善に努め、その内容を記録し整備するとともに、その苦情処理が完結した日から5年間記録を保存する。

（事故発生時の対応）

第18条 事業所は、サービスの提供にともなって、事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村、利用者に係る地域包括支援センター又は介護支援専門員等へ連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故が事業所の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償するものとする。
但し、利用者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第19条 事業所は、介護サービスの質の向上のため、従業者の研修の機会を設けるものとし、行政機関等が行う研修等へも積極的に参加するものとする。また、事業所内においても関係法令、介護サービスについての研修会等を実施する。

- 2 事業所は、事業所内を清潔に保つとともに、利用者の使用する食器類等の衛生管理を行うものとする。
- 3 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する第1号通所事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 元年 1 1 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。